

定期監査結果報告書

1 監査の対象及び範囲

地域振興部、都市整備部、議会事務局の所管に属する令和3年4月1日から令和3年9月30日までに執行された財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査実施の期間

令和3年11月2日から令和3年12月9日まで
(委員監査：令和3年11月26日)

3 監査の方法

監査にあたっては、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、それぞれ抽出により関係帳簿、関係書類等の調査を行うとともに、令和3年11月26日に職員から説明を聴取した。

4 監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の執行に関する事務
- (7) その他経営に係る事業の管理

5 監査の着眼点

業務委託、工事請負等の入札及び契約、補助金について、部門ごとに抽出したその関係書類の提示を求め執行内容の確認を行った。

6 監査の結果

あらかじめ提出を求めた所定の監査資料に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果、各部門とも所管の事務事業についてはおおむね良好に処理されており、適正な予算執行がされていると認められた。

しかしながら、財務会計処理の一部において軽微な誤りが見受けられ、中には毎回同じ誤りを指摘している事項が見受けられた。内部統制の観点から、全庁的にミスをしない仕組みの構築が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症対策にかかる施策展開などにより、例年以上に業務が増加している中、職員一丸となって全力で業務に取り組まれている

ところであるが、加西市働き方改革の基本方針・アクションプランに基づき、業務量の増加等による職員の健康面と事務執行の効率化に配慮されたい。

監査結果は次のとおりであるが、共通の指摘事項、各課における監査結果の指摘事項に対して、今後、必要な措置を講ずるとともに、現時点での措置内容を監査委員まで報告して頂きたい。合わせて、この報告書に記載を省略した事務局職員の事前確認事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

7 措置内容の報告期限

令和4年1月7日（金）

《 共通の指摘事項 》

1 年次休暇取得時間について

4月1日から9月30日の半年間で年次休暇取得時間が40時間（約5日）に満たない職員が、正規職員の約6割を占めている。中には10時間にも満たない職員も約2割存在する。

多忙な中ではあるが、健康維持のためにも計画的な年次休暇取得に努めるべきであり、全庁的な状況を定期的に把握し、会議等で公表の上、改善指導を促す機会を設けるべきである。

2 会計年度任用職員について

大部分の会計年度任用職員が前年度に引き続き任用されている。近隣市町では、更新は2～4回を上限（2回 三木市、加東市、多可町、3回 西脇市、4回 小野市）としており、上限を設けず更新を認めているのは本市だけである。

なお、制度導入に際し、総務省が示した事務処理マニュアルにおいては

- (1) 募集時において、長期にわたって継続して勤務できたりするといった誤解を招かないよう、採用の段階で明確に示すべきこと
- (2) 繰り返し任用されても、再度任用の保障のような既得権が発生するものではないことから、任期ごとに客観的な能力実証に基づいて任用すべきこと

としており、事実上の無期雇用を想定していない。

他市町にない制度運用を行っている本市の会計年度任用職員制度の在り方を、総務省が示した事務処理マニュアルに即して見直すべきである。

また、更新の上限を設けていないことに起因すると思われるのが、会計年度任用職員の数の多さである。

今回、定期監査を行った課では、正規職員が5人、会計年度任用職員が2人というのが平均的な姿である。市全体の姿を、比較可能な一般行政部門で北播

磨の他市町と比較（令和2年4月1日時点）すると、加西市316人に対し、三木市263人、西脇市193人、小野市149人、加東市89人、多可町81人となっており、本市が特に多いことが見て取れる。

経常収支比率低減を図るうえでも、その削減が課題である。

《 各課における監査結果 》

＜ 地域振興部 ＞

（ 産業振興課 ）

1 業務の概要

産業振興課は、商工業振興、中小企業育成、金融対策、企業誘致、工場立地、中心市街地商店街活性化事務、(株)加西北条都市開発との連絡調整、創業支援・空き店舗活用業務、雇用対策、労働福祉対策、加西市ふるさとハローワークに関する事務等を担当しているほか、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた事業所等への支援策実施にも取り組んだ。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、労働福祉対策事業、ふるさとハローワーク運営事業、商工振興事業、金融対策事業などの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

3 指摘事項

システム開発委託（加西市地域通貨にかかる決裁システム構築業務）の業務委託契約書において収入印紙200円を貼付しているが、契約金額が8,800千円であることを考慮すると10,000円の収入印紙を貼付すべきである。

（ 農政課 ）

1 業務の概要

農政課は、農会長会、米の生産調整及び経営所得安定対策、農業振興地域の整備計画、農用地利用集積計画、耕作放棄地対策、人・農地プラン、認定農業者・エコファーマー等の認定、新規就農支援、集落営農組織の設立・法人化、集落営農組織連絡協議会、環境保全型農業、農業用機械等の補助及び農業制度資金の融資、アスリートファーマーズ加西、特産農産物の生産振興、農産物の地産地消、有害鳥獣対策・狩猟に関する事務等を担当している。

2 予算執行状況

所管事務のうち、農政推進事業、生産調整推進対策事業、空がつなぐ・ひとづくり交流事業、地域農政推進対策事業などの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

3 指摘事項

加西市就農研修受入農業者支援補助金について、事業の対象者として交付要綱に「市税を滞納していないこと」と謳っているが、市税の滞納有無の調査をせずに交付決定を行っている。市税の滞納有無の調査を行い、滞納があれば要綱に従い、必要な措置をとるべきである。

(農林整備課)

1 業務の概要

農林整備課は、市単独事業（水環境整備委託等）、団体営事業（ため池点検調査事業等）、県営事業（農村地域防災減災ため池工事調整等）、多面的機能支払交付金事業、治山・森林整備事業、農地、農業用施設に係る災害復旧事業、緑化推進委員会、土地改良施設占有許可手続き、伐採届受付事務、小規模開発、古法華自然公園の管理等に関する事務等を担当している。

2 予算執行状況

所管事務のうち、市単独事業、団体営事業、県営事業、ため池保険、多面的機能支払交付金事業、国営加古川西部土地改良事業、林業振興管理費、古法華自然公園管理事業、農業施設災害復旧事業等の執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

(きてみて住んで課)

1 業務の概要

きてみて住んで課は、ふるさと納税、シティプロモーション業務、移住・定住施策、若者定住施策、空き家活用に関する事務等を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、ふるさと納税推進事業、移住定住促進事業、空がちなぐまち・ひとつくり交流事業、ふるさと応援基金費などの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

< 都市整備部 >

(施設管理課)

1 業務の概要

施設管理課は、工事請負に係る契約及び工事手続、市道の認定、変更及び廃止、道路台帳、橋梁台帳の整備並びに保管、河川環境整備事業、道路の占有、工事及び通行制限、法定外公共物管理事務、市営住宅の維持管理、使用料の決定及び徴収、入居者選考、公営住宅の建設立案等に関する事務等を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、土木総務事業、道路修繕事業、河川総務事業、住宅管理費等の執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

3 指摘事項

委託業務施工伺書について、決裁日を鉛筆書きしているものが散見された。このように、改ざんが可能な不適切な書類を作成することのないよう、十分に注意していただきたい。

(用地課)

1 業務の概要

用地課は、県事業の調整、用地買収業務、法定外公共物の付け替え及び用途廃止、公拓法、官民境界、登記事務、地籍調査事業の実施計画、地籍調査事務、地籍調査成果の認証事務、測量基準点の管理及び成果の閲覧、ほ場整備事業の換地等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、地籍調査事業、道路内民地処理事業等の執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

3 指摘事項

委託業務施工伺書について、決裁日を鉛筆書きしているものが散見された。このように、改ざんが可能な不適切な書類を作成することのないよう、十分に注意していただきたい。

(土木課)

1 業務の概要

土木課は、道路、橋梁の新設、改良、維持補修及び街路樹の維持管理、河川の改良等、砂防、交通安全施設の改良等、直営工事用材料の調達及び受払い、工事用車輛及び機材等の維持管理、公共土木施設災害復旧事業、通学路の整備、道路パトロール、その他土木一般等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、道路修繕事業、社会資本整備総合交付事業、市単独事業（道路新設改良）、交通反則金充当事業、河川修繕事業等の執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

3 指摘事項

開札結果表、工事施工伺書について、決裁日を鉛筆書きしているものが散見された。このように、改ざんが可能な不適切な書類を作成することのないよう、

十分に注意していただきたい。

(都市計画課)

1 業務の概要

都市計画課は、都市計画マスタープラン、都市計画決定、都市計画審議会、都市公園の維持管理、地区計画、都市計画基礎調査及び現況調査、まちづくり協議会への支援、特別指定区域制度、緑化事業、建築指導及び建築基準法に係る事務、開発指導及び都市計画法に係る事務、開発調整条例、景観形成事務、所管外建築受託事業の技術支援、屋外広告物事務、耐震改修促進事業、都市計画街路の整備、市街地のまちづくり整備、緑豊かな地域環境の形成に関する条例、国土利用計画法等に関する事務等を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、都市計画総務費、屋外広告物条例委託事務事業、市街地住環境整備事業、耐震化促進事業、花咲く街角事業、土地利用計画事業、公園維持管理事業などの執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

(開発推進課)

1 業務の概要

開発推進課は、土地区画整理事業、中野地区地区計画道路、加西インター産業団地整備事業等に関する事務を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、市街路事業費、宅地造成対策費、加西インター産業団地整備事業等の執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。

< 議会事務局 >

1 業務の概要

議会事務局は、議員の身上並びに報酬、費用弁償その他給与に関すること、儀式並びに交際、議長会及び事務局長会、本会議、委員会、協議会、その他の諸会合に関すること、議案、請願書、陳情書等の受理並びにその処理に関すること、会議録及び決議録の作成等に関する事務等を担当している。

2 予算執行状況

所管の事務事業のうち、議会費の執行内容についてみたところ、おおむね適正に執行されており、その他の事務についても、適正に処理されていると認められた。